明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（一）　二

○地方交付税法の一部を改正する法律（二）　三

〔政　令〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六）　三

〔省　令〕

○平成二十五年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令の一部を改正する省令（**総務**六）　三

○独立行政法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**七）　四

○小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通**一一）　四

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**九）　四

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**六四）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六五、六六）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六七、六八）　五

○福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等の納期限等を指定する件（**厚生労働**三〇）　五

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**二四〇、二四一）　六

○農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件（**同**二四二）　六

○農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件（**同**二四三）　六

○農業災害補償法の規定に基づき、平成二十七年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十八年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（**同**二四四）　七

○平成二十六年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（**同**二四五）　七

○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**経済産業**三一）　八

○指定試験機関から事務所の所在地の変更の届出があった件（**国土交通**一三二）　八

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**一三三）　八

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**二三）　九

〔国会事項〕

第二次食育推進基本計画の変更について（食育推進会議）　九

中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九

〔人事異動〕

防衛省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、行政手続法第十五条第三項の規定、建設業の営業の停止命令関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　二六

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。